

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成20～25年度)

(対象：正会員・準会員192行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成20年度	1,986	982	33	23
平成21年度	2,317	1,165	33	37
平成22年度	1,963	1,105	28	46
平成23年度	1,446	658	26	41
平成24年度	1,010	429	17	9
平成25年度	891	470	19	13

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成20年度	1,977	1,761	89.1%
平成21年度	2,302	2,076	90.2%
平成22年度	1,958	1,749	89.3%
平成23年度	1,427	1,273	89.2%
平成24年度	997	898	90.1%
平成25年度	870	763	87.7%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成26年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員193行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成26年度	1,049	434	20	14
平成26年4月～6月	297	133	5	3
平成26年7月～9月	287	112	7	7
平成26年10月～12月	271	108	4	3
平成27年1月～3月	194	81	4	1
平成27年度	980	520	16	13
平成27年4月～6月	280	139	3	1
平成27年7月～9月	294	154	6	4
平成27年10月～12月	216	130	3	5
平成28年1月～3月	190	97	4	3
平成28年度	870	479	13	9
平成28年4月～6月	232	117	5	3
平成28年7月～9月	227	131	0	0
平成28年10月～12月	223	124	4	4
平成29年1月～3月	188	108	4	1
平成29年度	1,074	728	11	13
平成29年4月～6月	275	186	3	2
平成29年7月～9月	311	158	5	5
平成29年10月～12月	488	384	3	6
平成30年1月～3月				

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成26年度	1,032	926	89.7%
平成26年4月～6月	295	274	92.9%
平成26年7月～9月	285	254	89.1%
平成26年10月～12月	269	237	88.1%
平成27年1月～3月	183	161	88.0%
平成27年度	956	866	90.6%
平成27年4月～6月	271	248	91.5%
平成27年7月～9月	287	268	93.4%
平成27年10月～12月	212	186	87.7%
平成28年1月～3月	186	164	88.2%
平成28年度	838	748	89.3%
平成28年4月～6月	229	201	87.8%
平成28年7月～9月	223	196	87.9%
平成28年10月～12月	216	189	87.5%
平成29年1月～3月	170	162	95.3%
平成29年度	642	586	91.3%
平成29年4月～6月	250	228	91.2%
平成29年7月～9月	244	230	94.3%
平成29年10月～12月	148	128	86.5%
平成30年1月～3月			

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

(注 5) 平成26年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。